35 8-1
婦人関係一般資料
No 10

図書資料番号
No. 8の2

第四回婦人週間討論会用資料

日本婦人の法制上の地位と現状

1952年3月

27

労働省婦人少年局

松山市堀之内町五番地
愛媛婦人少年室

はしがき

この資料は、婦人の地位を再認識し、その向上について討論を行う上の参考資料としてまとめたもので、家庭、職場、社会にわけて、新憲法制定をさかいとする婦人に関係のある新旧法規の対照表と、統計数字を集録したものです。

1952年　3月

労働省婦人少年局

日本婦人の法制上の地位と現状

目　次

第一部　日本婦人の法制上の地位（新旧法対照）　頁

I　主な基本的権利……1－1

II　家庭関係……1－2

1) 親族関係

2) 結婚と離婚

3) 夫婦関係

4) 親子関係

5) 扶　養

6) 相　続

III　職場関係……1－13

1) 就職の機会

2) 労働条件

3) 事業所寮寄宿舎の生活

4) 労働組合

IV　社会関係……1－20

1. 政治

1) 参政権

2) 選挙によらない公職につく資格

2. 教育

1) 就職の機会
2) 義務教育
3) 男女共学
3 厚生
1) 社会保健
2) 生活保護
3) 母性保護
4) 母子福祉
4. 経済
1) 税金
5 風俗

第二部　日本婦人の現状（統計資料）
I　家庭関係……2－1
(1) 生活時間
(2) 読書状況
(3) 家計の管理状況
(4) 発言権
(5) 妻と職業
(6) 子供の教育
(7) 結婚
(8) 離婚
(9) 家事調停審判状況

(18) 家計
Ⅱ 職場関係 …… 2－19
(1) 満14才以上の年令階級別男女の労働力，非労働力人口
(2) 産業別の男女就業者数
(3) 職業（大分類）従業上地位別の男女14才以上就業者数
(4) 産業別の男女1人1ケ月の平均実労働時間数及び出勤日数
(5) 年令階級別の男女労働者数
(6) 勤続年数別の男女労働者数
(7) 扶養家族数別の男女労働者数
(8) 労働者の賃金
(9) 単位労働組合の女子組合員数
(10) 職場に対する意識
Ⅲ 社会関係 …… 2－33
(1) 年令（5才階級）別の男女人口
(2) 総選挙状況
(3) 地方選挙状況
(4) 選挙に対する意識
(5) 憲法についての関心
(6) 公職にある婦人
(7) 各都道府県の婦人団体数と会員数
(8) 婦人団体に対する意識
(9) 全国学校種類別の男女生徒数

第一部、日本婦人の法制上の地位

I　主な基本的权利（憲法による保障）

1946年11月3日に公布された新憲法によって、日本婦人は男子と共に他の近代国家におけると同様な基本的人权を附与され、同時に政治、社会、経済等すべての面において男子と同等の权利をもつことを積極的に保障された。

項　　目	新　　法	旧　　法
1 個人の尊重	すべて國民は個人として尊重される。（憲法13條）	該当條文なし
2 法の下の平等	すべて国民は法の下に平等で人種、信條、性別、社会的身分、門地によって差別されない（憲法14條）	該当條文なし 男子のみが就爵出来た（華族令） 20才以上の男子のみ神恥につけた。（官国幣社及び神宮神部社神恥任用令）
3 自由の保障	思想、良心、信教、集会、結社、言論、出版、その他一切の表現、居住、恥業選択、学問の自由が保障されている（憲法19、20、21、22、23條）	日本臣民は、安ねい秩序を妨げず臣民たるの義務にそむかない限りにおいて信教の自由がある　（憲法28條） 日本臣民は法律の範囲内において言論、著

		作、印行、集会、結社の自由がある（憲法29條） 女子は政治上の結社に加入することが出来なかった（治安警察法5條）
4 両性の本質的平等	婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦は平等の権利をもつ（憲法24條）	該当條文なし
5 國民の生存権の保障	國民は、健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利がある（憲法25條）	該当條文なし

II 家庭関係

家庭における婦人の法律上の地位は新憲法24條にもとずいて改正された。

「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する事を基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。（憲法24條）」

従来日本では、家族制度のもとに戸主が家の出入り、居所の選定などについて、絶対の権利をもち、この制度にともなって、家族、入夫婚姻、分家、隠居、親族会等の制度があったが、憲法の改正によって、これらの制度は廃止された。

項　　目	新　　法	旧　　法
1) 親族関係		
継親子、嫡母庶子関係	該当條文なし、従って姻族一親等となる。	実際の親子と同じ関係として取扱われた。（民法ク28條）
姻族関係の解消	配偶者が死んだ場合に生存配偶者は一方的意志によって、その姻族関係を解消出来る（民法ク28條）	生存配偶者が、その家を去った時だけ解消出来た。（民法ク29條）
縁組による親族関係の消滅	養子が離縁したとき、その配偶者及び子供等と養親及びその血族との親族関係は消滅する（民法ク29條）	養家を去ったときだけ消滅した。（民法ク30條）
2) 結婚と離婚		
婚　姻	成年者の婚姻には本人同志以外誰の同意もいらない。（憲法24條）	戸主の同意が入要（民法ク750條）30才未満の男子と25才未満の女子は

		父母の同意も入要（民法772條）
婚姻年齢	女子は満16才、男子は満18才（民法731條）	女子は満15才、男子は満17才（民法765條）
未成年者の婚姻	父母或は父か母かの同意がいる。父母がいないときは、誰の同意もいらない。（民法737條）	父母の同意が絶対に必要、父母がいなければ、後見人及び親族会の同意がいつた。（民法4條）
相姦者との婚姻	禁止規定なし	禁止されていた（民法768條）
離婚の成立	協議離婚には、本人同志以外誰の同意もいらない。（憲法24條、民法763條）	満25才になるまでは父母或は親族会の同意がいつた。（民法809條）
裁判上の離婚理由	夫の不貞行為も離婚理由になる。（民法770條）	不貞行為は妻の場合のみ理由となつていた。（民法813條2号）且姦通罪として問われた（刑法第183条）
離婚にともなう子の監護者の決定	夫婦間の協議できめる、不調の時は家庭裁判所できめる。（民法766條）	協議不調のときは父（入夫婚姻なら母）（民法812條）
離婚にともなう財産分与の請求	一方から他方に対して、財産の分与を請求出来る。協議不調なら家庭裁	該当條文なし。

	判所できめてもらう。（民法768條）	
離婚による復氏	離婚により元の氏にもどる。（民法767、771條）	実家に復籍する。（民法739條）
3） 夫婦関係		
夫婦の氏	協議によつて夫又は妻の氏を名のる。（民法750條） 夫婦の一方が死亡したとき、他方は自分の意志で元の氏にもどつても、もどらなくてもよい。（民法751條）	妻は夫の家に入り、入夫は妻の家に入つた。（民法788條） 婚家及び実家の戸主の同意を得なければ、籍をもどすことができなかつた。（民法737條）
同居扶助のギム	夫婦は同居して協力扶助する。（民法752條）	妻は夫と同居する義務があり、夫婦は互に扶養しなければならなかつた。（民法789、790條）
成年者たる能力の取得	未成年者も婚姻によつて成年者となる。解消してもそのまゝ（民法753條）	妻が未成年のときは夫が後見人となり、夫も未成年なら親权者や後見人が監督した。（民法791條）
財産管理	自分の財産を管理できる。（民法762條）	夫は妻の財産を管理した。（民法799條）

婚姻にともなう費用	分担する。（民法760條）	夫又は女戸主が負担した（民法798條）
債務に対する責任	日常の家事により生じた債務は連帯して責任を負う（民法761條）	妻は責任がなかつた。（民法804條）
法律行為	妻の法律行為を制限する規定なし。	妻は法律行為に制限をうけていた。 元本を領收し又は利用すること 借財又は保証をなすこと 不動産又は重要なる動産に関する权利の得喪を目的とする行為をすること 訴訟行為をなすこと 贈与、和解又は仲裁契約をなすこと 相続を承認し又は之を拋棄すること 贈与若くは遺贈を受諾し又は拒絶すること 自体に羈絆を受くべき契約をなすこと これらの事をするには夫の許可がいつた （民法14條）

4）親子関係		
庶子	名稱の規定なくなる	父が認知した子を庶子とした。 （民法1827條）
親権	未成年者のみ親権に服する （民法818条） 親権は原則として父母が共同で行う。 （民法818條）	独立生計をたてている成年者以外の子は親権に服さなければならなかった。 （民法877條） 原則として父だけが行う，母が行う時は親族会の同意がいることがあった。 （民法877，886條）
子の監護者	嫡出子については，親権者が監護者となるが，父母が離婚する場合及び父が認知した子の場合，子の監護者は父母の協議できめる。きまらない時は，家庭裁判所がきめる。 （民法820，788條）	その子の入った「家」の父又は母が親権者として監護に当った。 （民法877，877條）
子の氏	嫡出子は父母の氏，出生前離婚すれば離婚当時の父母の氏非嫡出子は母	嫡出の子は父の家に入り，家族の庶子は戸主の同意を得てその「家」に入り，所謂私

	の氏をとなえる。子が父又は母と氏が違うとき、家庭裁判所の許可を得て同じにすることができる。但し父母の存命中　（民法790條）	生子は母の「家」に入り、母の家の戸主が同意しないときは家を創立した。 （民法793、794、795條）
未成年者の養子	未成年者を養子にするには家庭裁判所の許可がいる。但し自分又は配偶者の直系卑属に除く。（民法798條）	父母の承諾だけでよかつた。 （民法843條）
成年者の養子	親の同意もいらない。	その「家」の父母の同意がいつた。 （民法844條）
養子の離縁	養親が死亡した後離縁するには家庭裁判所の許可がいる。（民法811條）	戸主の同意がいつた。（民法862條）
3) 扶養		
扶養義務	直系血族と兄弟姉妹の間には義務がある。 特別の事情があれば家庭裁判所の審判により三親等内の親族間にも負わされる（民法877條）	戸主は家族に対し、直系血族、兄弟姉妹は互に義務を負う、夫婦の一方と同じ家にある他の一方の直系卑属の間も同じく義務を負う　（民法877、878條）

扶養順位	扶養するものの順位は協議できめる。不調のときは家庭裁判所できめる。（民法878條） 扶養を受ける者の順位も協議によってきめる。不調の時は家庭裁判所できめる。（民法878條）	配偶者、直系卑属、直系尊属、戸主「夫婦の一方と他方の直系尊属で同じ家にあるもの」兄弟姉妹の順で扶養の義務を負った。（民法955條） 直系尊属、直系卑属、配偶者「夫婦の一方と他方の直系尊属で同じ家にあるもの」兄弟姉妹、その他の家族の順で扶養を受ける権利があった。（民法957條）
6）相　続	遺産相続のみである。 相続は誰かが死んだときのみ行われる。（民法882條）	家督相続と遺産相続とに分れていた。 家督相続は死亡外に隠居、入夫婚姻、等により戸主がいなくなる場合行われ、遺産相続は家族の死亡のとき行われた。 （民法964、992條）
相続順位	配偶者は常に相続人であって下記の者ある場合はその者と同順位である。 （民法890條） 1位　直系卑属	家督相続では 1位　家族たる直系卑属 親等の等しき間では男が先 2位　被相続人の指定するもの

	2位　直系尊属 3位　兄弟姉妹 （民法887,889條）	3位　家族中のもの 家女なる配偶者が第一で次に、兄弟、姉妹、配偶者、兄弟姉妹の直系卑属の順で選定された。 4位　家にある直系卑属で最近親等者 親等の等しき間では男が先 5位　親族、家族等の中より親族会の選定するもの 6位　他人の中より親族会が選定するもの （民法970、979、982、984、985條） 遺産相続は 1位　直系卑属 親等同じ者は同順位 2位　配偶者 3位　直系卑属

相続分	直系卑属と配偶者が相続人の場合は 直系卑属 $\frac{2}{3}$ 配偶者 $\frac{1}{3}$ 配偶者と直系尊属の場合は 各々 $\frac{1}{2}$ 配偶者と兄弟姉妹の場合は 配偶者 $\frac{2}{3}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{3}$ 直系卑属 直系尊属 兄弟姉妹が数人あるときは均等 但し嫡出でない直系卑属は 嫡出の $\frac{1}{2}$ 父母の一方のみを同じくする 兄弟姉妹は双方を同じくする	親等同じ者は同順位 4位 戸主 （民法994、996條） 家督相続人が前戸主のもっていた権利義務を承継した（民法986條） 遺産相続のときは相続人数人ある場合は均分であった。 但嫡出でない直系尊属は嫡出の $\frac{1}{2}$ （民法1004條）

	者の $\frac{1}{2}$ （民法900條）	
遺留分	直系の卑属、尊属と配偶者の相続人は遺留分として、直系卑属のみか、直系卑属と配偶者が相続人である時は被相続人の財産の $\frac{1}{2}$ その他の場合には $\frac{1}{3}$ をうける。 （民法1028條）	法定家督相続人たる直系卑属は被相続人の財産の $\frac{1}{2}$、その他の家督相続人は $\frac{1}{3}$ 遺産相続人たる 直系卑属は $\frac{1}{2}$ 配偶者直系尊属は $\frac{1}{3}$ がうけられた。 （民法1130、1131條）
祭祀の相続	慣習に従う。 但、被相続人の指定あるときはそのものが継承する。 （民法897條）	家督相続人の特权とされた。 （民法987條）

Ⅲ 職場関係

職場関係における婦人の法律上の地位は新憲法22、27、28條にもとづいて規定された。

「何人も公共の福祉に反しない限り職業選択の自由を有する。（憲法22條）」

「すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う。賃金、就業時間、休憩その他の勤労條件に関する基準は法律でこれを定める。（憲法27條）」

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。（憲法28條）」

項目	新法	旧法
1) 就職の機会	自由に職業の選択が出来る。（憲法22條）	該当なし。
	職業紹介及び補導は性別等によつて差別されない。（職安法3條）	該当條文なし。
2) 労働條件		
賃金	女子であることを理由として、男子と差別されない。（労基法4條）	
解雇制限	業務上災害による療養及び出産のため休業する期間及びその後30日間	業務上の災害による療養する期間及び産前産後の休業期間中は、解雇予告日数14日

	は解雇されない。 （労基法19條）	の中に数えられなかった。 （工場法施行令2条の2）
非常時払	出産、疾病、災害等の非常時には、請求すれば、既往労働の賃金が支払われる。 （労基法25條）	該当條文なし。
女子の労働時間及び休日	労働時間は原則として1日8時間をこえてはならない。但し、事情により1日2時間、1週に6時間、1年に150時間以内の時間外労働はみとめられている。（労基法32条、61條）	1日、11時間をこえてはいけなかった。（工場法3條、商店法7條、鉱夫就業扶助規則6條） 但し主務大臣が業務の種類により認めたときは、本法施行後15年間は、2時間以内就業時間を延長することができた。 （工場法3條） 但し臨時に必要があるときは、行政官庁の許可により、就業時間を延長することができた。—— 註、商店法における労働時間の規定は常時50人以上の使用人を

		使う店に適用される。——（商店法7條） 但し選炭作業に従事する者は地方商工局長の許可により期間を限って12時間まで延長することができた。 （鉱夫就業扶助規則6條）
	休日は毎週最低1日与えられる。 （労基法35條61條）	月に少くとも2回はもうけられていた。 （工場法7條、商店法8條、鉱夫就業扶助規則10條） 但し業務が忙しい時期その他必要がある時は、行政官庁の許可により、月1回とすることができた。（商店法8條）
深夜業	特定の業務以外は、午後10時から翌朝5時までは就業が禁止されている。但し交替制によって労働する仕事については、行政官庁の許可により午後10時30分まで働くことが	午後10時から翌朝5時までは就業が禁示されていた。但し行政官庁の許可により、午後11時迄就業することができた。 （工場法4條、鉱夫就業扶助規則7條）

女子に制限のある危険有害業務	できる。（労基法62條） 女子は一定の危険有害業務には就かれない。（30種） ○汽缶のふん火等の取扱業務 ○運転中の原動機及びこれに附属するものを取扱う業務 ○高圧電線路等の取扱業務 ○直径25センチメートル以上の丸のこ盤等における木材送給の業務 ○鉛、水銀等有害のもののガス、蒸気、粉じんを発散する場所での業務。 ○多量の高熱物体を扱う業務及びいちじるしく暑熱な場所での業務。 ○多量の低温物体を扱う業務及びいちじるしく寒冷な場所での業務。 ○操車場構内での軌道車輌の入換	同じ （工場法9、11條 工場法施行規則5、7條） 鉱業についていた女子にも工場法に準じた

	連絡解放の業務、 ○土砂崩れの危険のある場所又は深さ5メートル以上の地穴での業務 ○高さ5メートル以上の吊足場又は棒はりの上等での業務。 ○直径35センチメートル以上の伐木の業務 ○重量物を取扱う業務（重量は規定による） その他生理的、心理的特殊性を考慮した業務18種 （労基法63條女子年少者労基規則12、14條）	15種の制限業務があった。 （鉱夫就業扶助規則12條）
坑内労働	女子の坑内労働は禁止されている。 （労基法64條）	昭和3年鉱夫就業扶助規則の一部を改正し女子の坑内労働は5ヶ年の猶予期間を附して禁止されていた。 （鉱夫就業扶助規則11條の2） 昭和8年再び工場法臨時特例により上記制

		限は停止され、女子の坑内労働は行われた。昭和21年2月聯合軍の指示により、同年4月1日 ― 昭和22年2月末日までの猶予期間を附して戦時特例は廃止された。
産前産後の休暇	産前は申出により6週間以内、産後は使用者の義務として6週間（本人が就業を申出医師の許可があれば5週間）の休暇が与えられる。 （労基法65條）	産前は申出により4週間以内、産後は、使用者の義務として6週間（本人が就業を申出、医師の許可があれば4週間）の休暇が与えられていた。 （工場法施行規則9條、鉱夫就業扶助規則15條）
育児時間	生後1年未満の生児を育てるための時間を休憩時間の外に1日2回（各々少くとも30分）請求できる。 （労基法66條）	生後1年未満の生児を育てるための時間を就業時間中に、1日2回（各々30分以内に限る）求めることが出来た。 （工場法施行規則9條の2鉱夫就業扶助規則16條）
生理休暇	月経時に就業困難な女子は、請求すれば、休暇が与えられる。（労基法67條）	該当條文なし。

帰郷旅費	女子が解雇の日から14日以内に帰郷する場合は、使用者は必要な旅費を負担しなければならない。但し本人が責任を負うべき理由でやめる時は、行政官庁の認定による。 （労基法68條）	女子が工場主の都合で解雇されたときは、15日以内に帰郷する場合、工場主は必要な旅費を負担しなければならなかった。 （工場法施行令27條）
3) 事業附属寄宿舎の生活	寄宿舎生活は、使用者に干渉されることなく、労働者の自治によって運営される。 （労基法94條）	該当なし。
4) 労働組合	勤労者は団結、団体交渉、その他の団体活動をする権利をもつ。 （憲法28條）	該当條文なし。
組合員の資格	人種、性別、身分等によって組合員の資格をうばわれることはない。 （労組法5條）	該当なし。

Ⅳ 社会関係

社会関係における婦人の法律上の地位は、新憲法15、26、25、30、22條にもとずき、政治、教育、厚生、経済、國籍等の面にわたって改正された。

「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。②すべて公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。（憲法 15條）」

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。（憲法 26條）」

「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。②國はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。（憲法 25條）」

「國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。（憲法 30條）」

「何人も外国に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。（憲法 22條）」

項目	新法	旧法
1 政治		
1) 参政権	男女差別なし（憲法44條 公選法9, 10條）	男子のみ（下記選挙権・被選挙権関係法各條）
選挙権	公務員の選挙について普選が保障されている。（憲法15條） 衆議院議員（公選法9條） 参議院議員（〃） 地方公共団体の議会の議員（〃） 地方公共団体の長（〃） 教育委員会の委員（〃） 以上について20才以上の男女は選挙権をもっている。	保障はされていなかったが、男子だけの普通選挙が行われていた。 衆議院議員（衆選法5條） 府県会議員（府県制6條） 市会議員（市制9, 14條） 町村会議員（町村制7, 12條） 以上について25才以上の男子は選挙権をもっていた。 名誉職市長（市制73條） 名誉職町村長（町村制63條） 以上について、市町村会議員は選挙権をもっていた。

被選挙権	國会議員の資格は、性別、身分等によって差別されない。(憲法44條) 衆議院議員（公選法10條） 地方公共団体の議会の議員 （　〃　） 市町村長　（　〃　） 教育委員会の委員（　〃　） 以上について、25才以上の男女は被選挙権をもっている。 参議院議員（公選法10條） 知　事（　〃　） 以上について、30才以上の男女は被選挙権をもっている。 その他選挙及び國民投票において男女差別する條文なし。	衆議院議員、参議院議員とも男子に限られていた。（衆選法5條、貴族院令2—6條華族令） 府縣会議員（府縣制6條） 市会議員　（市制18條） 町村会議員（町村制15條） 名誉市長　（市制73條） 有給市長については、資格に関する條文なし。 名誉職町村長（町村制63條） 町村長はすべて名誉職であった。 以上について30才以上の男子は被選挙権をもっていた。 衆議院議員（衆選5條）については30才以上の男子が被選挙権をもっていた。参議院議員、教育委員制度はなかった。貴族院議員は公選によ

		らなかった。（貴族院令） 知事は天皇が親任していた。 （地方官官制）
2) 選挙によらない公職につく資格	男女差別する法規なし。 職業安定審議会においては、特に委員のうち1名以上は女子でなければならないとの規定がある。 （職安法 12條6項）	原則として文官については男女の差別はなかった。（憲法 19條）
2 教　育		
1) 教育の機会	能力に応じて男女の差別なく、すべての教育を受けることができる。 （教基法 3條）	男女差別されていた。 男子には大学教育をうける道が開かれていたが、一部の例外をのぞき、女子には開かれていなかった。 （中等学校令 2條　高等学校令 12條　大学令 9條）
2) 義務教育	普通教育 9年（教育基本法 4條）	初等教育 6年（国民学校令）— 國民学校令 8條では 8年となっているが実施は 6年

		だった。 男子のみさらに4年又は5年の就学義務があった。（青年学校令）
3）男女共学	認められている。（教基法5條）	認められていなかった。 原則として男女別であったが、國民学校2年以下は、男女別の必要なしとされていた。（國民学校令）
3厚　生		
1）社会保険		
普通國民健康保険	男女の差別なく成年者は加入出来る （國民健康保険法10條）	世帯主のみ加入できた。 （國民健康保険法10條）
厚生年金保険		
寡婦年金	被保険者、被保険者たりしもの、障害年金をうくるものの配偶者が不具か、50才以上か、16才未満又は不具の子供があるとき支給される。 （厚生年金保険法26條の6、47條の2）	遺族年金が適用されていた。 業務上の理由で死亡した労働者の配偶者、子供、父母に対しては、保険料納入が規定の期間に充たない場合も適用された。 （労働者年金保険法施行令14條—

		昭和19年以後厚生年金保険と改名された―)
かんぷ年金	被保険者、被保険者たりしもの、障害年金をうくるものの配偶者が不具か55才以上のとき支給される。(厚生年金保険法26條の6、47條の2)	該当條文なし。
2) 生活保護 保護の平等	健康で文化的最低生活を維持することができない者は無差別平等に受けることができる。(生活保護法1、2條)	65才以上の老衰者、13才以下の幼者、産婦、不具廃疾等により労務に故障があるもので、扶養義務者が扶養できず貧困のため生活ができない者が救護の対象であつた。(救護法1條) 又配偶者のない(原則として)母で13才以下の子があり貧困で生活できないものは扶助がうけられた。(母子保護法1條)

扶助の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助 医療扶助　出産扶助　生業扶助 葬祭扶助　（生活保護法 11 條）	生活扶助、生業扶助　養育扶助 （救護法10條母子保護法 6 條）
3) 母性保護 人口妊娠中絶	事情により出来る。 遺伝性精神欠陥、身体疾患、畸形が産兒に遺伝又は伝染するおそれがあるとき及び妊娠、分娩が母体の生命を危険にするおそれがあるとき、指定医師は、本人、配偶者の同意を得て、任意に優生手術を行うことができる。 （優生保護法 12 條） 本人又は配偶者が精神に異状があるとき、妊娠、分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある時及び強	緊急避難に該当するものの外は禁止されていた。（刑法 212～215 條）

	姦により妊娠したとき、指定医師は本人、配偶者の同意を得て地区優生保護審査会に対し人工妊娠中絶の適否の審査を申請しその結果により優生手術を行うことができる。 （優生保護法 13、14、15條）	
4) 母子福祉施設	國及び都道府県は命令の定めるところにより、妊産婦、女世帯、乳幼児などのために、助産施設、母子寮、保育所等の施設をもうけなければならない。 市町村その他の者は知事の認可を得てもうけることができる。 知事は児童福祉審議会の意見をきけて市町村に設置を命ずることができる。（児童福祉法35條）	母子保護法による扶助を受けている母及び子を保護するため必要な施設の設置に関する事項は命令によった。市町村や私人が設置するには地方長官の認可がいった。 （母子保護法9條）

保　健	都道府県知事は妊産婦や乳幼児の保護者に対して保健指導を受けることを勧奨しなければならない．又経済的理由によって指導を受けられない者には命令の定めるところにより費用を代って負担する措置をとらなければならない． （児童福祉法19條1,4項） 妊産婦，乳幼児の保護者は保健指導を受けなければならない。 （児童福祉法19條2項）	該当規定なし．
	妊娠の届出をした者に母子手帳が交付される　（児童福祉法21條）	妊娠の届出をした者に妊産婦手帳が交付されていた。（厚生省　令）
4 経　済		
1）税　金		分類所得税と綜合所得税の二本立であった．
所得税	個人ごとに算出課税される． （所得税2條）	綜合所得税は，戸主及び同居家族の所得金額を合算しその金額を各人の所得金額に按

		分して課税した。（所得税法33條）
	寡婦控除制度がもうけられている。 （所得税法11條の9）	該当條文なし。
地方税 （市町村税）	夫が納税義務者の場合、同居の妻は均等割額を納めなくてもよいが、所得割額は、同一世帯内に於ても個人の所得毎に算出課税される。 （地方税法292，295條）	家族の綜合所得額に対して課税される。
	年収10万円以下で扶養家族のある寡婦（夫と生死別したもので再婚していないもの及び夫の生死が不明のもの）は課税されない。 （地方税法295條）	該当條文なし。
5 國籍 國籍の取得	出生，帰化による（国籍法2,3條）	出生，帰化，婚姻，認知，養子縁組，夫による日本国籍の取得，父又は母による日本国籍の取得，国籍の回復，以上8規定によ

		つた。（國籍法1,2,3,4,5,13,15,25,26條）
出生による國籍の取得	原則として父が日本人である場合、父が知れないか、國籍をもたない場合は母が日本國民であることが條件になつている。（國籍 2條）	同 じ（國籍1,2,3,4條）
歸化による國籍の取得	妻の單独歸化がみとめられ、日本國民の妻である外國人は歸化條件が日本國民の夫である外國人の場合より寛和される。（國籍法6條1号5條1号）	外國人の妻は、夫と共にでなければ歸化できなかつた。（國籍法8條）又、日本國民の男子と結婚すれば婚姻と同時に國籍が取得できた。（國籍法5條2号）
國籍の喪失	志望による外國國籍の取得、國籍の不留保による國籍の当然離脱 届出による國籍の離脱の場合國籍を喪失する。男女の差別はない。（國籍 8,9,10條）	左の外、婚姻、離縁、夫による日本國籍の喪失、父又は母による日本國籍の喪失、認知等の規定によつた。（國籍 18,19,20,21,23條）

第二部　日本婦人の現状

I 家庭関係

(1) 生活時間

a 男子労働者と労働者家庭婦人の生活時間

時間種別 ＼ 平日休日別 / 性別		平日 男子労働者	平日 家庭婦人	休日 男子労働者	休日 家庭婦人
総時間数		24時間 分	24時間 分	24時間 分	24時間 分
家事	炊事	—	3 01	—	2 49
	裁縫	—	2 28	01	1 37
	育児	08	1 30	49	1 12
	買物	02	58	18	56
	掃除	02	53	12	40
	洗濯	—	46	10	41
	その他	07	42	38	40
	小計	19	10 16	2 08	8 35
収入を得る時間	工場内時間	9 15	—	—	—
	通勤	2 08	—	—	—
	内職	01	34	28	20
	小計	11 24	34	28	20
文化的な時間	教養娯楽	1 39	1 08	4 54	1 30
	休養雑談	45	1 17	1 55	1 30
	交際	24	32	1 51	1 13
	その他	15	7	1 11	05
	小計	3 03	3 04	9 51	4 18
生理的な時間	睡眠	7 55	7 33	9 21	8 14
	食事	41	1 23	1 05	1 28
	身のまわりその他	38	1 10	1 07	1 05
	小計	9 14	10 06	11 03	10 47

1950.3 労働省婦人少年局「婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活時間調査」による

註

調査対象、京浜地区の二工場より婦人労働者211名男子労働者74名労働者家庭婦人87名を層別任意抽出法により調査した。ただしこの表はA工場の男子49名家庭婦人87名についての結果である。

(2) 読書状況（ラジオ聴取状況をふくむ）

a 男女の年令別読書状況（20才以上）

（書　籍）

市郡部別	年令別	計	読んでいる 小計	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才以上	読んでいない 小計	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才以上	不明
総数	男	100%	20.3%	8.8%	5.7%	3.8%	2.5%	73.3%	17.5%	14.8%	15.6%	25.4%	6.4%
	女	100	11.7	6.8	2.8	1.5	0.6	82.5	21.3	18.4	17.0	25.8	5.8
市部	男	100	29.9	12.5	8.4	5.3	3.7	61.0	13.0	13.8	13.8	20.4	9.1
	女	100	19.6	10.5	5.3	2.8	1.0	73.0	18.7	17.4	15.2	21.7	7.4
郡部	男	100	15.8	6.5	4.4	3.0	1.9	79.0	19.6	15.2	16.5	27.7	5.2
	女	100	7.9	5.0	1.7	0.9	0.3	87.0	22.6	18.9	17.8	27.7	5.1

（雑　誌）

市郡部別	年令別	計	読んでいる 小計	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才以上	読んでいない 小計	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才以上	不明
総数	男	100%	41.0%	16.5%	11.5%	7.9%	5.1%	52.6%	9.5%	8.9%	11.4%	22.8%	6.4%
	女	100	34.8	17.9	9.6	5.3	2.0	57.4	10.1	11.7	13.2	24.4	5.8
市部	男	100	52.4	19.3	14.9	10.6	7.6	38.5	6.3	7.1	8.5	16.6	9.1
	女	100	48.6	22.6	14.3	8.1	3.6	44.0	6.5	8.4	9.9	19.2	7.4
郡部	男	100	35.8	15.2	9.9	6.7	4.0	58.0	10.9	9.7	12.7	25.7	5.2
	女	100	28.3	15.6	7.4	4.0	1.3	66.6	11.9	13.2	14.7	26.8	5.1

b. 男女の部門別読書状況（20才以上）

（書　籍）

部門別	男	女
よんでためになった読書籍数	100.0%	100.0%
教育、宗教、哲学	12.3	9.8
政治、経済、社会	11.7	1.1
歴史、伝記、記録	12.8	8.4
科学、技術	12.6	4.0
文学、芸術、小説、戯曲	46.1	72.8
その他	4.5	3.9

（雑　誌）

部門別＼項目別	買っている雑誌			
	毎月		時々	
	男	女	男	女
総冊数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総合雑誌	16.6	1.9	16.1	3.1
時局もの	12.9	3.7	13.7	4.4
人文科学	7.8	2.5	7.4	0.7
自然科学	5.4	0.0	1.9	0.1
文学、芸術	6.9	2.5	8.0	3.5
スポーツ、娯楽	12.0	11.8	29.2	14.0
婦人生活	6.8	71.4	6.5	69.9
ダイジェスト	16.5	4.0	8.1	2.8
産業、社会、労働	13.0	0.3	5.9	0.1
その他	3.1	1.9	3.2	1.4

a. bは1950、9「毎日新聞第4回読書世論調査」による。

註　全国290地点（大大都市45、市部82、郡部163）の20才以上の男子8839人、女子9404人につき、層別ランダム抽出法により面接調査。回収数は男子8274人、女子8857人。

c 新聞の講読状況

質問 / 回答項目別	新聞を読むか
計	100
毎日よむ	67
時々よむ	24
よまない(よめない)	9

d ラジオの聴取状況

質問 / 回答項目別	ラジオは聞いているか
計	100
毎日きく	65
時々きく	23
きかない(ない)	12

e 家人への反がね

質問 / 回答項目別	新聞雑誌などを婦人が反がねするか
計	100
反兼する様子のあるもの	20
反兼しない	78
わからない	2

c.d eは1951.8—14 国立世論調査所 労働省婦人少年局「婦人の市民意識についての調査」による

註 東京都内に住む20才以上60才未満の女子700名につき無作為抽出法により面接調査
回収数は593(回収率85.2%)

(3) 家計の管理状況

a 日常の家計費は誰があずかるか

総数	100%
全部自分があずかっている	43
毎月きまった額だけあずかる	9
必要のたびにもらう	16
共有して誰ともきまってあずかっている者がない	8
他の人があずかっていて関係がない	15
記入なし	9

1949 4.10～16 労働省婦人少年局「婦人の地位についての調査」による

註

各都道府県1ケ所を選定し(大阪 長崎、山梨を除く)婦人週間中に催された講演会、討論会 座談会等に出席した婦人1117名に対し 会場において自計法で調査を行い 散会前に回収。回収数は571枚(回収率51%)

b 夫が必要があって妻に無断で妻の着物指輪等をうりまとまった金を作った場合夫として妻の承諾をうけなくてもよいか

項目別 ＼ 回答別 ＼ 性別	男子 総数 実数	男子 総数 %	男子 かまわない	男子 相談しなければならない	男子 承諾をうけなければならない	男子 わからない	女子 総数 実数	女子 総数 %	女子 かまわない	女子 相談しなければならない	女子 承諾をうけなければならない	女子 わからない
			%	%	%	%			%	%	%	%
総数	1131	100	1	38	60	1	1677	100	4	48	47	1
市部郡部別 市部	434	100	1	38	60	1	660	100	4	45	50	1
市部郡部別 郡部	697	100	1	38	60	1	1017	100	3	50	46	1
年令別 20才～29才	321	100	2	40	57	1	523	100	2	49	49	0
年令別 30才～39才	269	100	0	37	62	1	410	100	4	51	44	1
年令別 40才～49才	231	100	1	41	57	1	313	100	4	45	51	0
年令別 50才～59才	176	100	1	28	70	1	214	100	5	45	48	2
年令別 60才以上	128	100	2	40	57	1	181	100	6	42	49	3
年令別 不明	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—

1950.4 10～16 労働省婦人少年局調「封建性についての調査」より

註 全国の20才以上の男子1131人 女子1677人につき層別ランダム抽出法により面接調査

c 「お宅の家計はあなたに任せられているかいないか」

職業別 ＼ 回答別	計	任す	任さない	両者合議	その他
勤人	100%	872%	17%	81%	3.0%
商人	100	723	6.2	170	4.5
労働者	100	874	23	10.3	0
無職	100	733	13.3	6.7	6.7
その他	100	514	11.4	18.6	18.6

1950.4.5 与論科学教会 東京新聞「家庭婦人に関する世論調査」より

註
東京都内の主婦(妻)551人を層別ランダム抽出法により面接調査

(4) 発言権

a あなたは家族の大事な問題の決定に自由に意見を述べますか

年令別＼回答別	計	意見を述べる	意見を述べることをためらう	意見を述べることができない	記入なし
平均	100%	85%	7%	2%	6%
20才未満	100	66	12	8	14
20～29才	100	79	10	3	8
30～39才	100	88	7	1	4
40～49才	100	92	4	1	3
50～59才	100	95	2	1	2
60才以上	100	92	7	0	1
不明	100	82	8	2	8

1949.4.10～16 労働省婦人少年局「婦人の地位についての調査」による

註. Iの(3) a 家計の管理状況の註参照

(5) 妻と職業

a 妻の就業状態

調査総数	1,146人	100%
職業を持つ妻	381	33
農業	330	29
その他の産業	51	4
職業を持たない妻	670	59
家事	639	56
内職をする者	31	3
不明	95	8

b くらしに困らぬが妻が家の外に仕事をもつことについての賛否

項目別 ＼ 回答別 ＼ 性別	男子 総数 実数	男子 総数 %	男子 賛成	男子 仕事による(場合)	男子 反対	男子 わからない	女子 総数 実数	女子 総数 %	女子 賛成	女子 仕事による(場合)	女子 反対	女子 わからない
総数	1131	100%	11%	43%	44%	2%	1677	100%	12%	40%	44%	4%
市部郡部別 市部	434	100	10	40	47	3	660	100	10	39	48	3
市部郡部別 郡部	697	100	12	44	42	2	1017	100	13	40	42	5
年令別 20—29才	321	100	12	51	36	1	543	100	10	46	39	5
年令別 30—39才	269	100	14	40	44	2	410	100	12	44	40	4
年令別 40—49才	231	100	10	41	46	3	313	100	11	36	50	3
年令別 50—59才	176	100	9	36	53	2	214	100	14	35	49	2
年令別 60才以上	128	100	11	36	46	7	181	100	16	24	54	6
年令別 不明	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—

a. b は1950.4 10～16 労働省婦人少年局「封度性についての調査」による

註 全国の20才以上の男子1131人 女子1677人につき層別ランダム抽出法により面接調査

(6) 子供の教育

a. 家事の手伝は男の子より女の子にさせるのがよいか

項目別 ＼ 性別 ＼ 回答別	男子 総数 実数	男子 総数 %	男子 そう思う %	男子 仕事による %	男子 同じにさせる %	男子 わからない %	女子 総数 実数	女子 総数 %	女子 そう思う %	女子 仕事による %	女子 同じにさせる %	女子 わからない %
総数	1131	100	34	43	22	1	1677	100	40	40	19	1
市郡別 市部	434	100	33	40	27	0	660	100	40	37	22	1
市郡別 郡部	697	100	34	45	20	1	1017	100	41	42	16	1
年令別 20—29才	321	100	31	46	23	0	543	100	35	44	21	0
年令別 30—39才	269	100	29	46	25	0	410	100	37	41	21	1
年令別 40—49才	231	100	38	37	21	2	313	100	45	37	16	2
年令別 50—59才	176	100	37	37	22	2	214	100	46	39	14	1
年令別 60才以上	128	100	38	40	20	2	181	100	49	32	16	3
年令別 不明	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—

b 長男は家をつぐ者として他の弟妹より特別大切にせねばならぬか

項目別 ＼ 回答別 ＼ 性別	男子 総数 実数	男子 総数 %	男子 そう思う	男子 みんな同じでよい	男子 わからない	女子 総数 実数	女子 総数 %	女子 そう思う	女子 みんな同じでよい	女子 わからない
総数	1131	100%	11%	88%	1%	1677	100%	17%	82%	1%
市部郡部別 市部	434	100	10	87	1	660	100	12	87	1
市部郡部別 郡部	697	100	12	87	1	1017	100	20	78	2
年令別 20—29才	321	100	4	96	0	545	100	6	91	1
年令別 30—39才	269	100	12	87	1	410	100	11	88	1
年令別 40—49才	231	100	9	90	1	313	100	18	77	3
年令別 50—59才	136	100	14	86	0	214	100	26	74	0
年令別 60才以上	128	100	30	69	1	181	100	43	55	2
年令別 不明	6	—	—	—	—	16	—	—	—	—

a bとも1950 4 10〜16 労働省婦人少年局「封建性についての調査」より

註 全国20才以上の男子1131人 女子1677人につき層別ランダム抽出法により面接調査

(7) 結　婚

a. 年令別の男女初婚者の平均婚姻年令

年令階級別 ＼ 性別	計	男	女
平均年令		25.9才	22.9才
総数	708,737人	350,679人	358,252人
14才及び以下	8	—	8
15才	376	1	375
16才	2,177	39	2,138
17才	7,915	567	7,348
18才	21,711	2,946	18,765
19才	38,062	6,500	31,562
20才	57,359	13,098	44,261
21～25才	377,476	174,175	203,301
25～30才	166,136	126,853	39,283
31～40才	32,675	24,004	8,671
41～50才	3,176	1,963	1,213
51～60才	682	419	263
60才以上	178	114	64

1949年度厚生大臣官房統計調査部調「昭和24年人口動態統計」より

註

1. 平均初婚年令は、結婚式の挙行年月日に基くものであって従来の婚姻届出年月日に基く計算とは異る。
2. 夫妻の年令は出生の年月日と結婚式挙行の年月日とにより計算した満年令である。
3. この統計は、市区町村長が戸籍法による届書及びその他の関係書類を材料として人口動態調査令（昭和23年政令第17号）、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）及び人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票送付目録作成手続（昭和23年度厚生省訓令第5号）に基いて作成した人口動態調査婚姻票を厚生大臣官房統計調査部において分類集計したものである。

6 結婚したいと思う相手が親の気にいらぬ時 どうするか

項目別 ＼ 性別 / 回答別	男子 総数 実数	男子 総数 %	男子 親の言葉に従う	男子 自分の思う通りにする	男子 その他	男子 わからない	女子 総数 実数	女子 総数 %	女子 親の言葉に従う	女子 自分の思う通りにする	女子 その他	女子 わからない
総数	1131	100%	30%	49%	15%	6%	1677	100%	44%	36%	10%	10%
市部郡部別 市部	434	100	22	54	18	6	660	100	33	43	14	10
市部郡部別 郡部	697	100	36	46	12	6	1017	100	51	31	8	10
年令別 20—29才	321	100	26	54	15	5	543	100	42	36	12	10
年令別 30—39才	269	100	27	52	15	6	410	100	42	38	11	9
年令別 40—49才	231	100	26	54	14	6	313	100	42	39	10	9
年令別 50—59才	176	100	33	43	18	6	214	100	46	34	9	11
年令別 60才以上	128	100	52	30	8	10	181	100	52	29	9	12
年令別 不明	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
学歴別 不就学	24	100	71	25	0	4	99	100	64	20	4	12
学歴別 小学卒	239	100	42	43	7	8	550	100	52	33	6	9
学歴別 高小卒	530	100	28	52	14	6	584	100	43	38	10	9
学歴別 中卒	218	100	29	49	23	5	373	100	30	40	17	13
学歴別 専以上	111	100	19	57	21	3	40	100	15	48	22	15
学歴別 不明	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—

c 女は自分というものがはっきりせぬうち結婚するのがよいか

項目別＼性別	総数	男	女
計	100%	100%	100%
そう思う	5	5	6
人(場合)による	13	15	11
はっきりしてから	78	76	79
わからない	4	4	4

d 娘は気がすすまないのに大変お世話になった人から娘を嫁にくれとたのまれたときどうするか

項目別＼性別	総数	男	女
計	100%	100%	100%
嫁にやる	2	2	3
娘によく話してみる	48	46	49
断る	47	50	44
わからない	3	2	4

a b c d は1950.4.10～16 労働省婦人少年局「封建性についての調査」による

註 全国の20才以上の男子1131人 女子1677人につき層別ランダム抽出法により面接調査

e 結婚の相手をきめるときどうするか

項目	%
計	100%
親子相談できめる	40
すべて子に決定権をまかすべきである	33
親にまかすべきである	20
わからない	7

1949.2.7～27 国立世論調査所「婦人の地位に関する世論調査」による.

註 全国20才以上の男女2500人につき層化無作為抽出法により面接調査
調査票回収数は2227(回収率89%)

(8) 離婚

a 申立人別

	総数	夫	妻
件数	5902	1223	4679

b 原因別

	総数	不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	生活破綻	配偶者の親族との不和	疾病	性格相違	その他
計	5157	1357	984	373	264	77	318	412	207	921	242
夫が	4027	1192	943	346	235	67	285	193	93	531	142
妻が	1130	165	41	27	29	10	33	219	114	390	100

c 職業別

	総数	農林業	商業	漁業	鉱業	官公吏	会社銀行員	教員	事業主	工員	宗教関係	医療	芸術	自由労働	その他	無職
夫	4952	1357	369	111	42	387	644	105	151	411	10	89	16	379	368	513
妻	5487	1065	262	12	—	36	77	61	13	75	2	27	5	105	243	3502

D 年令別

妻＼夫	総数	20才未満	20－25才未満	25－30才未満	30－35才未満	35－40才未満	40－50才未満	50－60才未満	60才以上
総数	5552	30	652	1332	1000	869	1133	413	123
20才未満	151	15	95	39	—	1	1	—	—
20－25才未満	1311	14	442	639	179	25	11	3	—
25－30才未満	1653	1	108	598	615	237	81	11	2
30－35才未満	843	—	5	38	146	325	295	32	2
35－40才未満	715	—	1	17	51	230	368	44	4
40－50才未満	637	—	1	3	9	51	348	200	25
50－60才未満	187	—	—	—	—	—	27	116	44
60才以上	55	—	—	—	—	—	2	7	46

e 婚姻継続年数別

	総数	6ヶ月未満	6ヶ月-1年未満	1-3年未満	3-5年未満	5-7年未満	7-10年未満	10年以上
総数	5614	135	333	1442	1064	581	622	1437
見合結婚	4501	111	261	1093	839	472	524	1201
恋愛結婚	1113	24	72	349	225	109	98	236

a.b.c.d.eとも1951.1～6.最高裁判所家庭局第二課調

(9) 家事調停、審判状況

a 調停

事件別＼項目別	受理					
	計	旧受	新受			
			小計	男から	女から	双方から
総数	45983	7863	37920	10349	25705	1847
夫婦同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分(2一)	2345	428	1917	607	1294	16
財産の分与に関する処分(2五)	1007	233	774	178	572	24
扶養に関する処分(2八)	2224	443	1781	506	1130	145
遺産の分割に関する処分(2一〇)	1607	329	1278	460	648	170
離婚	15359	2613	12746	2789	9907	50
離縁	1467	222	1245	483	411	351
婚姻予約不履行に基く慰藉料	4651	768	3883	496	3363	24
家事審判法第二十二条に掲げる事項	3556	563	2993	954	1522	517
その他	13567	2264	11303	3876	6858	550

b. 審判

事件別 ＼ 項目別	受理					
	計	旧受	新受			
			小計	男から	女から	双方から
總数	355,577	16,159	339,418	117,502	188,575	32,782
失踪の宣告及びその取消(甲四)	2,063	877	1,186	710	475	1
子の氏の変更についての許可(甲六)	43,691	1,259	42,432	18,605	21,217	2,610
養子をするについての許可(甲七)	38,805	1,539	37,266	3,825	5,373	28,068
離縁をするについての許可(甲八)	1,657	104	1,553	992	532	29
特別代理人の選任(甲一〇)	16,706	455	16,251	2,303	13,487	461
後見人、保佐人又は後見監督人の選任(甲一四)	18,988	998	17,990	12,006	5,930	54
相続の承認又は放棄の期間の伸長(甲二四)	4,572	252	4,320	1,898	2,420	2
相続の放棄の申述の受理(甲二九)	198,834	7,834	191,000	62,652	128,263	85
親权者の指定又は変更(乙七)	1,505	216	1,289	373	897	19
戸籍法による名の変更についての許可	10,518	573	9,945	6,752	2,991	202
戸籍の訂正についての許可	5,142	503	4,639	2,574	1,729	336
その他	13,096	1,549	11,547	4,812	5,281	915

1951.1～12 最高裁判所家庭局オ二課調(a.bとも)

註 新受のうちわけは判明せるもののみの数であるため、うちわけの数は新受総件数と一致しない。

(10) 家計　a. 1世帯1ヶ月当り平均支出金額（全都市）
（1947～1951）

項目別 / 年月別	消費支出総額	食料費 計	食料費 主食	食料費 非主食	被服費	光熱費	住居費	雑費
	円	円	円	円	円	円	円	円
1947年平均	4.758 (100.0)	3.124 (65.7)	1.138	1.986	491 (10.3)	216 (4.5)	203 (4.3)	724 (15.2)
1948年 〃	8.913 (100.0)	5.648 (63.3)	2.245	3.403	1.008 (11.3)	398 (4.5)	374 (4.2)	1.485 (16.7)
1949年 〃	12.385 (100.0)	7.607 (61.4)	3.055	4.552	1.339 (10.8)	519 (4.2)	570 (4.6)	2.350 (19.0)
1950年 〃	12.362 (100.0)	7.069 (57.2)	2.872	4.197	1.499 (12.1)	620 (5.0)	561 (4.5)	2.613 (21.2)
1951年 〃	14.797 (100.0)	8.034 (54.2)	2.987	5.047	2.002 (13.5)	777 (5.3)	689 (4.7)	3.295 (22.3)
1951年1月	11.793 (100.0)	6.288 (53.3)	2.089	4.199	1.286 (10.9)	818 (7.0)	475 (4.0)	2.926 (24.8)
2	13.429 (100.0)	7.350 (54.7)	2.762	4.588	1.400 (10.4)	997 (7.4)	548 (4.1)	3.134 (23.4)
3	13.759 (100.0)	7.611 (55.3)	2.854	4.757	1.592 (11.6)	824 (6.0)	595 (4.3)	3.137 (22.8)
4	13.712 (100.0)	7.474 (54.5)	2.776	4.698	1.757 (12.8)	673 (4.9)	548 (4.0)	3.260 (23.8)

5	13.816 (100.0)	7.620 (55.2)	2.729	4.891	1.784 (12.9)	541 (3.9)	613 (4.4)	3.258 (23.6)
6	13.869 (100.0)	7.615 (54.9)	2.758	4.857	1.918 (13.8)	556 (4.1)	712 (5.1)	3.068 (22.1)
7	14.197 (100.0)	7.705 (54.2)	2.832	4.873	1.998 (14.1)	521 (3.7)	678 (4.8)	3.295 (23.2)
8	14.291 (100.0)	8.153 (57.1)	3.026	5.127	1.603 (11.2)	634 (4.4)	622 (4.4)	3.279 (22.9)
9	14.718 (100.0)	8.168 (55.5)	3.079	5.089	1.779 (12.1)	748 (5.1)	701 (4.8)	3.322 (22.5)
10	15.169 (100.0)	8.391 (55.3)	3.237	5.154	1.924 (12.7)	768 (5.1)	761 (5.0)	3.325 (21.9)
11	15.945 (100.0)	8.509 (53.4)	3.301	5.208	2.355 (14.8)	968 (6.1)	771 (4.8)	3.342 (20.9)
12	22.865 (100.0)	11.523 (50.4)	4397	7.126	4626 (20.2)	1,272 (5.6)	1,249 (5.5)	4.195 (18.3)

総理府統計局C.P.Sより

註 (1) (　　)内は消費支出総額に対する百分比

(2) 5人世帯30日換算

(3) 住居費には家賃,地代,住宅修繕,水道料,家具及び什器,家屋購入費をふくむ。

(4) 雑費には保健衛生,交通,通信,教育,文房具,修養,娯楽,煙草類その他をふくむ。

6. 戦後基準実質家計費指数（全都市） 1947年＝100

項目 / 年月	総合計	食料費 計	食料費 主食	食料費 非主食	被服費	光熱費	住居費	雑費
1947年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1948年 〃	102.3	108.2	108.3	108.3	110.3	83.7	109.4	81.0
1949年 〃	107.9	116.1	129.3	108.7	108.3	85.2	127.9	82.7
1950年 〃	115.5	120.6	121.1	120.4	153.4	94.1	123.4	88.9
1951年 1月	102.3	102.2	85.3	113.6	101.5	109.5	93.9	95.9
2	113.8	114.8	110.0	117.9	108.1	137.1	105.6	102.9
3	112.7	112.5	113.1	111.8	121.6	114.3	113.4	102.3
4	110.2	109.0	107.3	110.0	130.4	96.7	98.0	103.0
5	107.6	107.9	100.1	112.7	131.2	78.8	108.0	97.9
6	112.2	114.7	102.2	123.6	150.1	80.2	124.8	90.4
7	114.5	115.8	104.0	124.4	157.2	73.8	117.4	96.9
8	108.1	111.3	96.5	123.3	123.2	83.8	107.6	94.7
9	111.6	113.3	102.3	121.8	143.1	94.1	124.2	92.2
10	117.7	122.9	110.0	133.6	154.2	94.8	139.3	89.8
11	122.7	125.4	112.9	135.8	188.6	114.0	133.9	87.6

総理府統計局C.P.Sの一世帯当り平均支出金額及びC.P.Iより作成

註　支出金額は5人世帯30日に換算

Ⅱ 就業関係

(1) 総14才以上の年令階級別 男女の労働力，非労働人口　　(単位千人)

年度別	項目別	労働力人口 計	就業 小計	就業 14才～19才	就業 20才～39才	就業 40才～64才	就業 65才以上	失業 小計	失業 14才～19才	失業 20才～39才	失業 40才～64才	失業 65才以上
1948	男	21.340	21.190	2.010	9.930	8.140	1.110	160	20	60	70	10
	女	13.500	13.400	1.700	6.810	4.310	580	80	10	40	30	0
1949	男	21.840	21.610	1.980	10.050	8.340	1.240	220	20	120	80	0
	女	14.610	14.450	1.700	7.180	4.820	750	150	30	80	40	0
1950	男	21.930	21.640	2.740	10.010	7.960	930	280	50	130	100	0
	女	14.230	14.080	2.370	6.730	4.420	560	150	40	80	30	0

年度別	項目別	非労働力人口 計	14才～19才	20才～39才	40才～64才	65才以上
1948	男	4.070	2.200	470	500	900
	女	14.970	2.490	5.730	4.670	2.080
1949	男	4.290	2.360	570	520	840
	女	14.110	2.420	5.360	4.300	2.030
1950	男	4.430	2.360	510	690	870
	女	14.630	2.650	5.680	4.360	1.940

総理府統計局「労働力調査」より

註　本表中の数字は調査結果の実数に推計乗率を乗じた全国推計数字であるため，抽出誤差があり又，4捨5入法によつたため，うちわけの計は必ずしも計，小計と一致しない。

(2) 産業別の男女就業者数

(単位千人)

産業別 / 年度 性別		○全産業	○農林業	非農林業 ○計	○漁業水産養殖業(水産業)	○鉱業(鉱業)	○建設業(土木建築業)	○製造業(製造工業)	卸売及び小売業金融保険不動産業(商業)	○運輸通信業その他の公益事業(運輸通信業及びガス水道電気業)	サービス業(サービス業及び自由業)	公務(公務団体)	分類不能の産業(その他の産業及び不詳)
1948 平均	男	21,190	8,090	13,090	480	490	1,240	3,700	2,840	1,420	810	1,230	880
	女	13,410	8,280	5,130	100	110	80	1,510	1,550	220	500	420	650
1949 平均	男	21,610	8,700	12,900	570	430	1,060	3,400	3,160	1,400	850	1,200	830
	女	14,460	9,370	5,080	100	60	60	1,370	1,750	180	530	380	650
1950 1	男	20,840	7,970	12,870	560	410	1,090	3,130	3,380	1,300	880	1,260	860
	女	12,320	7,250	5,060	160	40	80	2,040	1,780	140	560	310	720
2	男	20,980	8,030	12,950	510	410	1,140	3,180	3,440	1,310	870	1,250	850
	女	12,570	7,410	5,170	110	40	70	2,170	1,870	140	580	320	720
3	男	21,150	8,280	12,860	610	430	1,050	3,010	3,460	1,380	880	1,260	780
	女	12,770	7,710	5,070	150	50	60	2,160	1,870	150	580	330	640
4	男	21,670	8,640	13,040	680	440	1,000	3,080	3,570	1,420	830	1,250	770
	女	13,350	8,190	5,160	140	60	80	2,140	1,890	160	500	340	650
5	男	22,010	8,960	13,060	730	460	1,020	3,100	3,550	1,320	870	1,270	750
	女	14,420	9,210	5,210	90	70	80	1,960	1,800	140	570	360	680

6	男	22,080	9,840	12,240	520	430	1,000	2,910	3,200	1,220	890	1,300	780
	女	16,010	10,860	5,160	40	70	80	1,780	1,780	140	560	370	660
7	男	22,050	9,490	12,560	530	460	1,050	4,030	2,230	1,520	1,660	990	90
	女	15,380	10,390	4,990	50	60	80	1,790	1,490	180	1,080	210	50
8	男	21,870	9,150	12,720	620	440	1,070	3,930	2,340	1,510	1,630	1,080	100
	女	14,670	9,470	5,200	120	60	90	1,880	1,590	180	1,060	200	40
9	男	21,900	8,600	13,300	640	420	1,250	4,130	2,470	1,450	1,760	1,090	100
	女	14,580	9,200	5,380	90	50	110	1,910	1,630	150	1,180	230	40
10	男	22,030	8,750	13,290	610	390	1,190	4,140	2,610	1,510	1,770	1,000	60
	女	15,310	9,650	5,660	110	50	90	2,010	1,670	170	1,320	210	30
11	男	21,730	8,350	13,380	540	440	1,250	4,160	2,750	1,570	1,780	880	10
	女	14,290	8,690	5,600	130	60	90	1,770	1,750	210	1,400	190	—
12	男	21,380	7,680	13,700	510	460	1,260	4,170	3,010	1,610	1,760	920	10
	女	13,290	7,150	6,140	90	60	90	2,080	1,950	190	1,450	210	0

総理府統計局「労働力調査」より

(1) 昭和25年7月以降は，日本標準産業分類が採用された結果，全面的に旧分類（括弧内の産業名）との内容の不一致が生じたため比較出来ない。但し表中の○印のある産業はその変更が比較的少く大体接続しうると考えられるものである。

(2) 本表の数字は，調査結果の実数に推計率を乗じて出された推計数を4捨5入した数字であるため，うちわけの計は必ずしも全体の計と一致しない。

（第四章）

(3) 職業（大分類）従業上地位別の男女15才以上就業者数
（1950年 10, 1）

（単位 千人）

取業別 ＼ 項目別	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳
総数					
全取業	35.540	9.290	12.290	13.890	80
専門的技術的取業	1.620	270	40	1.310	0
管理的取業	700	160	0	530	0
事務従事者	3.000	20	20	2.960	0
販売従業者	3.090	1.480	870	740	0
農夫伐木夫猟師漁夫及び類似従事者	17.030	5.650	10.520	860	0
採鉱、採石的取業	370	10	0	360	0
運輸的取業	420	40	20	360	0
特殊技能工生産工程従業者及運搬労働者（他に分類されない）	7.800	1.490	680	5.630	10
特殊技能工生産工程従事者及び類似従事者	6.340	1.440	640	4.260	0
単純労働者（農場鉱山及びサービスを除く）	1.470	60	40	1.370	0
サービス取業	1.440	170	140	1.130	0
分類不能の取業及び不詳	70	0	0	10	60
男					
全取業	21.750	7.600	3.830	10.280	50
専門的技術的取業	1.120	190	10	910	0
管理的取業	670	140	0	530	0
事務従事者	2.120	20	10	2.090	0
販売従業者	1.900	1.110	220	570	0
農夫伐木夫猟師漁夫及び類似従業者	8.670	4.790	3.210	670	0

採鉱、採石的取業	340	10	0	330	0
運輸的取業	410	40	10	360	0
特殊技能工、生産工程従事者及び単純労働者(他に分類されない)	5,890	1,210	330	4,340	0
特殊技能工生産工程従事者及び類似従業者	4,660	1,160	310	3,190	0
単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	1,230	50	30	1,150	0
サービス取業	580	90	30	470	0
分類不能の取業及び不詳	50	0	0	10	40

女

全取業	13,790	1,690	8,470	3,610	30
専門的技術的取業	500	70	20	400	0
管理的取業	30	20	0	10	0
事務従事者	890	0	10	870	0
販売従業者	1,200	370	650	170	0
農夫、伐採、猟師、漁夫及び類似従業者	8,360	860	7320	180	0
採鉱、採石的取業	30	0	0	30	0
運輸的取業	0	0	0	0	0
特殊技能工生産工程従業者及び単純労働者(他に分類されない)	1,910	280	350	1,290	0
特殊技能工生産工程従業者及び類似従業者	1,670	280	330	1,070	0
単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	240	0	20	220	0
サービス取業	860	80	120	660	0
分類不能の取業及び不詳	20	0	0	0	20

総理府統計局 1,950. 10 国勢調査より.

(註) 国勢調査 1% 抽出集計による結果。

(4) 産業別の男女1人1ヶ月の平均実労働時間数及び出勤日数
(1951. 10)

産業別 ＼ 性別 ＼ 項目別	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数		出勤日数	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
全産業	194.3時	179.5時	175.0時	173.0時	19.3時	6.5時	24.2日	22.8日
鉱業	196.2	187.3	173.6	176.0	22.6	11.3	23.6	24.2
製造業	192.4	178.5	171.7	173.1	20.7	5.4	23.4	22.3
食料品製造業	205.4	186.8	183.7	176.8	21.7	10.0	24.3	23.1
紡織業	201.4	180.2	186.7	176.4	14.7	3.8	24.1	22.1
衣服及び身回品製造業	195.2	181.1	184.4	175.1	10.8	6.0	23.5	22.2
化学工業	179.6	170.3	167.6	166.8	12.0	3.5	23.5	22.6
ゴム製品製造業	188.3	172.8	172.8	165.7	15.5	7.1	23.0	21.9
ガラス及び土石製品製造業	197.6	176.4	176.0	170.2	21.6	6.2	23.8	22.3
第一次金属製造業	187.3	172.1	163.4	165.5	23.9	6.6	23.5	22.8
機械製造業	192.2	180.3	171.7	172.6	20.5	7.7	22.7	22.6
電気機械器具製造業	188.5	170.7	169.4	164.4	19.1	6.3	23.1	22.0
卸売及び小売業	190.6	179.1	178.0	174.8	12.6	4.3	25.0	24.2
金融業及び保険業	182.4	175.2	168.5	165.3	13.9	9.9	25.0	24.5
運輸通信及びその他の公益事業	198.2	186.3	181.0	174.7	17.2	11.6	24.2	23.8

労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査結果表」より

註 (1) 製造業の中分類については女子が比較的多く働いている産業を掲げた。

(2) 「所定内労働時間数」とは事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の労働時間のことである。

(3) 「所定外労働時間数」とは早出残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間数のことである。

(5) 年令階級別の男女労働者数

性別 / 年令別	労働者数		百分比	
	男	女	男	女
総数	3.510.385人	1.084.610人	100%	100%
14才以下	1.164	728	0.0	0.1
15才	15.257	33.395	0.4	3.1
16才	49.073	92.603	1.4	8.5
17才	72.169	114.934	2.1	10.6
18才～19才	237.884	243.009	6.8	22.4
20才～24才	749.611	335.113	21.4	30.9
25才～29才	578.198	90.769	16.5	8.4
30才～34才	486.872	49.750	13.8	4.6
35才～39才	450.772	43.988	12.8	4.0
40才～49才	626.182	57.398	17.8	5.3
50才～59才	209.650	19.100	6.0	1.8
60才～64才	24.193	2.687	0.7	0.2
65才以上	9.360	1.136	0.3	0.1
平均年令	32.5才	23.8才		

1949. 11 労働省労働統計調査部「個人別賃金調査」より。

(6) 勤続年数別の男女労働者数

性別 / 勤続年数別	労働者数		百分比	
	男	女	男	女
総数	3,510,385人	1,084,610人	100.0%	100.0%
6ヶ月未満	130,330	87,370	3.7	8.1
6ヶ月以上～1年未満	227,895	145,486	6.5	13.4
1年以上～2年未満	534,377	265,301	15.2	24.5
2年以上～3年未満	447,803	192,481	12.8	17.7
3年以上～5年未満	775,866	233,607	22.1	21.5
5年以上～10年未満	667,396	129,715	19.0	12.0
10年以上～15年未満	371,376	18,828	10.6	1.7
15年以上～20年未満	113,913	4,928	3.2	0.4
20年以上～30年未満	198,557	6,038	5.7	0.6
30年以上	42,872	856	1.2	0.1
平均勤続年数	6.6年	3.2年		

1949.11 労働省労働統計調査部「個人別賃金調査」より。

(7) 扶養家族数別の男女労働者数

扶養家族別 ＼ 性別	労働者数 男	労働者数 女	百分比 男	百分比 女
総数	3.510.385人	1.084.610人	100.0%	100.0%
0人	1.163.988	968.126	33.1	89.3
1人	374.106	59.491	10.7	5.5
2人	546.114	29.700	15.5	2.7
3人	487.764	16.142	13.9	1.5
4人	392.413	7.580	11.2	0.7
5人	271.286	2.674	7.7	0.2
6人	160.643	737	4.6	0.1
7人	75.752	62	2.2	0.0
8人	28.111	87	0.8	0.0
9人	7.913	11	0.2	0.0
10人	1.908	—	0.1	—
11人	387	—	0.0	—
平均扶養家族数	2.18人	0.20人		

1949.11 労働省労働統計調査部「個人別賃金調査」より。

(8) 労働者の賃金

(a) 年度別、主要産業別の労務者1人平均1日の賃金

産業別 / 性別 / 年度別	鉱業		工業		運輸通信業	
	男	女	男	女	男	女
1923年	円 173.9	円 85.4	円 189.3	円 92.6	—	—
1924	175.3	113.2	197.3	95.9	—	—
1925	179.6	122.4	196.4	96.9	—	—
1926	180.0	122.1	234.6	96.1	—	—
1927	188.3	125.4	253.8	99.0	179.0	99.5
1928	190.2	123.3	259.6	100.3	195.0	102.0
1929	191.7	117.6	264.5	98.9	194.1	104.3
1930	180.1	103.2	255.1	91.3	199.2	105.0
1931	160.5	78.5	243.0	82.1	201.0	106.5
1932	152.5	69.0	250.6	76.5	201.5	107.4
1933	161.5	68.6	254.4	73.5	204.8	105.3
1934	170.6	71.1	248.2	72.5	203.4	103.9
1935	174.9	72.2	243.3	72.6	200.6	104.4
1936	181.5	74.5	241.5	73.8	201.2	103.4
1937	201.7	82.0	247.6	78.5	207.3	111.2
1938	233.0	96.9	249.0	84.9	203.4	114.9
1939	268.5	111.0	255.0	89.7	225.7	132.1
1940	306.9	131.4	278.1	104.6	235.3	136.5

1941	—	—	304.7	117.8	254.1	144.5
1942	—	—	329.4	132.2	300.9	157.8
1943	—	—	374.6	150.5	349.3	174.9
1944	—	—	447.1	170.8	392.7	188.2
1945	—	—	555.9	236.8	528.8	239.0

b. 産業別労務者,職員別の男女1人平均月間現金給与額
(30人以上の事業所) 昭和22年～昭和24年

種別 / 性別 / 年別	常用労働者			常用労務者			常用職員		
	男	女	女の男に対する%	男	女	女の男に対する%	男	女	女の男に対する%
1947	2,241円	972円	43.4%	2,133円	918円	43.0%	2,665円	1,226円	46.0%
1948	6,133	2,640	43.0	5,831	2,477	42.5	7,360	3,384	46.0
1949	9,980	4,488	45.0	9,358	4,189	44.8	12,524	5,777	46.1
1950(暫報)	12,613	6,045	47.9	—	—	—	—	—	—
1951	13,051	6,059	46.4	—	—	—	—	—	—

a, bとも労働者労働統計調査部「毎月勤労統計調査」による。

(9) 單位労働組合の女子組合員数

年別	組合数	組合員数	
		総数	女
1926年	488	284.737	13,024
1927	505	309.493	12,000
1928	501	308.900	11.916
1929	630	330.985	13.096
1930	712	354.312	—
1931	818	368.975	—
1932	932	377.625	—
1933	942	384.613	—
1934	965	387.964	—
1935	993	408.662	—
1936	973	420.589	—
1937	837	395.290	—
1938	731	375.191	—
1939	517	365.804	—
1940	49	9.455	—

(10) 職場に對する意識

a. どんな理由で働いているか。

理由	%
計	100.0
一家を養うため。	15.8
家計の補助。	37.5
自分の小遣にする。	16.2
家計補助と小遣と半半	14.3
世間を知るため	5.2
仕事を通して社会につくすため	3.0
その他	5.6
別に理由なし	2.3

b. 職業婦人としての生活をいつまでつづけるか。

時期	%
計	100.0
なるべく早くやめたい	12.0
生活のゆとりの出来るまで	13.0
結婚するまで	34.9
結婚して子供が出来るまで	4.7
出来れば一生続けたい	13.5
その他（事情によるなど）	7.8
わからない	14.3

1951	11	895	−
1942	3	111	−
1943	3	155	−
1944			
1945	509	380,677	−
1946	17,266	4,925,598	1,164,983
1947	28,014	6,384,120	1,309,516
1948	33,926	6,677,427	1,507,017
1949	34,688	6,655,483	1,519,782
1950	29,144	5,778,908	1,304,332
1951	27,644	5,686,774	1,352,620

労働省労働統計調査部調

(1) 1945年以前の統計は年末現在数、1946年以降は6月末現在数である。

(2) 女子組合員数は、男女別に報告あったもののみについて集計したものである。従って、実際の数は、こゝに示すものよりも大きいことが考えられる。— は数字不明

c. 現在の社会状態では職場と家庭を両立させることが出来るか。

項目	%
計	100.0
出来る	38.4
出来ない（理由）	41.0
育児のため	6.7
炊事等家事のため	25.8
床が備かない	1.3
家庭生活がつまらなくなる	6.0
その他	1.2
わからない	20.6

d. 職場で仕事以外の雑用に使われるか、又、それをどう思うか

雑用に使われるか		d.に困ると思うか		d.に女だから仕方がないと思うか	
項目	%	項目	%	項目	%
計	100.0	計	100.0	計	100.0
使われることがある	36.0	困る	36.5	仕方がない	61.2
〃 ない	64.0	困らない	57.3	そうは思わない	37.0
		なんともいえない	6.2	答えられない	1.8

e. 基準法中の女子の保護法規を知っているか.

項目	%
計	185.0
男女同一賃金の原則	19.0
労働時間及び休日就業の制限	81.2
深夜業の制限	20.3
危険有害業務の就業制限	7.0
坑内労働の禁止	1.1
産前産後の休養	12.1
育児時間の請求	3.1
生理休暇の請求	44.7

〔一人でいくつ答えたか〕	%
計	100.0
答えられない	2.7
一つ答えた	39.2
二つ	31.3
三つ	14.8
四つ	3.8
五つ	2.2
六つ	0.8
七つ	0.1
八つ	0.1

f. 組合活動に関心をもっているか.

項目	%
計	100.0
関心をもっている.	52.7
もっていない.	28.5
何んとも云えない.	18.8

a, b, c, d, e, f は 1948. 11. 国立世論調査所、労働省婦人少年局調査「婦人と職業」による.

註 1. 東京都内23区内の事業所315に働く女子労働者172名人につき層化任意抽出法により面接調査. 有効回収票数1705票

2. e は一人でいくつも答えたものがいるので計は100%を上廻る.

Ⅲ 社会関係

(1) 年令(5才階級)別の男女人口 — 全国

(1950年10月1日)　　単位千人

年令	人口 計	人口 男	人口 女	年令別割合 計	年令別割合 男	年令別割合 女	男女比 (女100人につき男)
総数	83,200	40,791	42,409	100.0	100.0	100.0	96.2
0 ~ 4才	11,203	5,715	5,488	13.5	14.0	12.9	104.1
5 ~ 9	9,541	4,834	4,709	11.5	11.9	11.1	102.7
10 ~ 14	8,715	4,405	4,310	10.5	10.8	10.2	102.2
15 ~ 19	8,549	4,306	4,243	10.3	10.6	10.0	101.5
20 ~ 24	7,714	3,815	3,899	9.3	9.4	9.2	97.8
25 ~ 29	6,165	2,811	3,354	7.4	6.9	7.9	83.8
30 ~ 34	5,188	2,349	2,840	6.2	5.8	6.7	82.7
35 ~ 39	5,051	2,375	2,677	6.1	5.8	6.3	88.7
40 ~ 44	4,484	2,207	2,278	5.4	5.4	5.4	96.9
45 ~ 49	4,000	2,017	1,983	4.8	4.9	4.7	101.7
50 ~ 54	3,396	1,721	1,674	4.1	4.2	3.9	102.8
55 ~ 59	2,743	1,375	1,368	3.3	3.4	3.2	100.5
60 ~ 64	2,304	1,109	1,196	2.8	2.7	2.8	92.7
65 ~ 69	1,772	800	972	2.1	2.0	2.3	82.3
70 ~ 79	1,964	807	1,157	2.4	2.0	2.7	69.7
80 以上	377	129	247	0.5	0.3	0.6	52.2
不詳	32	15	17	0.0	0.0	0.0	88.2

註 総理府統計局「昭和25年10月1日国勢調査」より10%抽出集計にもとずく推計数であり、4捨5入してあるので表中総数とそのうちわけの合計は必ずしも一致しない。

(2) 総選挙状況

a. 党派別の男女当選者数

党派別 ＼ 院別 / 選挙別 / 性別	衆議院						参議院			
	22回総選挙 (1946.4.10)		23回総選挙 (1947.4.25)		24回総選挙 (1949.1.23)		第1回総選挙 (1947.4.20)		第2回総選挙 (1950.6.4)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	425人	39人	451人	15人	454人	12人	240人	10人	127人	5人
自由党	135	5	128	3	262	2	37	-	52	-
民主党	88	6	118	3	69	-	26	2	7	2
社会党	84	8	134	9	43	5	44	3	33	3
国協党	14	-	29	-	14	-	8	1	-	-
社革党	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-
労農党	-	-	-	-	6	1	-	-	2	-
新自農党	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
日共産党	4	1	4	-	32	3	4	-	2	-
緑風会	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-
諸派	28	10	25	-	9	-	11	1	3	-
無所属	72	9	13	-	12	-	110	3	19	-

全国選挙管理委員会事務局調

註 衆議院議員の定員は466人
参議院議員の定員は250人 (第2回総選挙は第1回の3年議員の改選であるため男女計は定員にならない)

6. 男女の有权者数、投票者数及び投票率

区別	性別	衆議院 22回総選挙 (1946.4.10)	衆議院 23回総選挙 (1947.4.25)	衆議院 24回総選挙 (1949.1.23)	参議院 第1回総選挙 (1947.4.20)	参議院 第2回総選挙 (1950.6.4)
有权者数	計	36,878,420人	40,907,493人	42,105,300人	40,958,588人 (40,164,180)	43,461,371人
	男	16,320,752	19,577,766	20,060,522	19,607,513 (19,225,466)	20,762,502
	女	20,557,668	21,329,727	22,044,778	21,351,075 (20,938,714)	22,698,869
投票者数	計	26,582,175	27,797,748	31,175,895	24,546,534	31,376,512
	男	12,814,875	14,658,498	16,196,844	13,189,443	16,227,362
	女	13,767,300	13,139,250	14,979,051	11,357,091	15,149,150
投票率	計	72.1%	67.9%	74.0%	61.1%	72.2%
	男	78.5	74.9	80.7	67.6	78.2
	女	67.0	61.6	67.9	54.2	66.7

全国選挙管理委員会事務局調

(註) 第1回参議院議員総選挙の投票者数には岐阜県がふくまれていない(未報告)

仝上有权者数の( )内の数字は岐阜県をのぞく全国有权者数である

(3) 地方選挙の状況

a. 男女別の当選者数

種別 ＼ 選挙別 / 性別	第1回 (1947年4月) 男	第1回 (1947年4月) 女	第2回 (1951年4月) 男	第2回 (1951年4月) 女
	人	人	人	人
都道府県会議員	2,416	22	2,582	34
町村長	10,050	5	6,525	4
市区会議員	8,517	94	8,632	152
町村会議員	174,838	677	160,620	775

b. 男女別投票率

種別 ＼ 選挙別 / 性別	第1回 (1947年4月) 平均	第1回 (1947年4月) 男	第1回 (1947年4月) 女	第2回 (1951年4月) 平均	第2回 (1951年4月) 男	第2回 (1951年4月) 女
	%	%	%	%	%	%
都道府県知事	72.1	77.7	66.5	82.6	84.5	80.9
都道府県会議員	81.6	83.3	80.6	83.0	84.7	81.3
市区町村長	73.5	88.8	68.6	90.1	90.3	90.0
市区町村会議員	81.1	82.9	79.5	91.0	91.1	91.0

全国選挙管理委員会事務局調

註1. aの定数は都道府県会議員 第1回 2,490人 第2回 2,617人
町村長 〃 10,210 〃 9,820
市区会議員 〃 8,167 〃 10,042
町村会議員 〃 183,224 〃 172,745

2 女子の都道府県知事及び市区長の当選者はいない。

(4) 選挙に対する意識（第2回地方選挙について 1951.3 調）

a

回答項目＼質問	今年の4月にどんな選挙が行はれるか
計	100 %
長官と議員（区と町の何れを問わず）	11
何れか一方のみ（地方選挙）	37
知らない	52

b

回答項目＼質問	投票しなかったことはないか
計	100 %
欠かさない	47
する時が多いし	27
しない時が多いし	13
半々し	6
するときとしないときとどちらが多いか不明し	1
全然しない	6

c

回答項目＼質問	誰に投票してよいかわからぬ時、自分の意じで投票する外仕方がないと思うか、
計	100 %
棄権する方がよい	22
そう思う	45
なんとか努力して入れる	24
判らない	9

d

回答項目＼質問	誰に投票してよいかわからぬ時、家人か知人の意見に従うか
計	100 %
家人の通り	39
そのまゝ言はれた通り	22
自分の考えで	35
判らない	4

e

回答項目 ＼ 質問	今日本であなたが一番問題だと思っていることは何か、
計	100%
戦争	27
再軍備	4
講和	21
物価問題	7
主食問題	2
税金問題	4
漠然と政治問題	4
漠然と経済問題	5
その他	8
わからない	18

f

回答項目 ＼ 質問	現内閣をつくつているのは何党か
計	100%
知つている	63
知らない	37

g

回答項目 ＼ 質問	投票しなかつた事情
計	100%
理由は分らない	1
家庭(つとめ)で行かれない	39
自分が病気のため	15
誰に投票するかわからない	26
関心なし	9
選挙事務の不備	2
その他	8

h

回答項目 ＼ 質問	政見について聞いたり読んだりしたことがあるか。
計	100 %
ある	30
ない	70

a. b. c. d. e. f. g. は1951.3. 国立世論調査所労働省婦人少年局「婦人の市民意識についての調査」による。

註 1. 東京都内に住む20才以上60才未満の女子700名につき無作為抽出法により面接調査。回収数は593（回収率85.2%）

2. gはbの1の合計を100とする。

3. hはbの全然投票しなかったものを100とする。

(5) 憲法についての関心

a. 憲法をひと通り読んだことがあるか。

質問別 ＼ 性別	男	女
計	100 %	100 %
ひと通り読んだ	24	5
一部よんだ	24	14
読まない	52	81

b. 憲法を改正する手続を知っているか。

質問別 ＼ 性別	男	女
計	100 %	100 %
知っている。	25	4
知らない。	75	96

1952.2.14～16 朝日新聞社世論調査より

註 全国380地点より20才以上の男女計3,000人を層化任意標本抽出法により選び個人面接による調査。回答率87.1%｛2,614人 うち男1,251人（48%）女1,363人（52%）｝

(6) 公職にある婦人

	計	男	女	総数に対する女子の百分比	備考
	人	人	人	%	
国会議員					
衆議院議員	438	426	12	2.7	衆議院事務局調 1952. 2
〃	(452)	(440)	(12)	(2.7)	(1950. 11)
参議院議員	247	235	12	4.9	参議院事務局調 1952. 2
〃	(250)	(238)	(12)	(4.8)	(1950. 11)
地方公共団体の議員及び長					全国選挙管理委員会調
都道府県会議員	2,616	2,582	34	1.3	1951. 4
〃	(2,438)	(2,416)	(22)	(0.9)	(1949. 12)
市区会議員	8,834	8,682	152	1.7	1951. 4
〃	(8,611)	(8,517)	(94)	(1.1)	(1949. 12)
町村会議員	161,395	160,620	775	0.5	1951. 4
〃	(175,515)	(174,838)	(677)	(0.4)	(1949. 12)
町村長	6,529	6,525	4	0.1	1951. 4
〃	(10,055)	(10,050)	(5)	(0.0)	(1949. 12)
教育委員会の委員					文部省調査普及局地方連絡課調
都道府県	322	286	36	11.2	1951. 3
〃	(322)	(287)	(35)	(10.9)	(1950. 11)
市町村	315	290	25	7.9	1951. 3
農業委員会の委員					
都道府県	690	689	1	0.1	農林省農政局農政課調
市町村	115,289	115,228	61	0.1	
公安委員会の委員					国家地方警察本部総務部企画課調
国家	5	4	1	2.0	1952. 2
都道府県	150	148	2	1.3	1952. 2
市町村	1,647	1,644	3	0.2	1952. 2
家庭裁判所					最高裁判所家庭局第二課調

調停委員	19,865	16,733	3,132	15.8	1951.2
〃	(18,566)	(16,071)	(2,495)	(13.4)	(1950.2)
参与員	6,653	5,713	940	14.1	1951.2
〃	(6,368)	(5,484)	(874)	(13.7)	(1950.2)
選挙管理委員会の委員					全国選挙管理委員会調
全国	7	7	0	0	
〃	(9)	(9)	(0)	(0)	
都道府県	233	218	15	6.4	
〃	(275)	(260)	(15)	(5.5)	
民生委員兼児童委員	71,351	57,669	13,682	1.9	厚生省社会局庶務課調 1952.1
〃	(122,908)	(97,959)	(24,949)	(20.3)	(1949.)
優生保護審査委員会の委員					厚生省公衆衛生局庶務課調
中央	25	25	0	0	1951.8
都道府県	440	409	31	7.0	1951.8
労働委員会の委員					労働省労政局法規課調
中央	21	21	0	0	1952.2
地方	738	737	1	0.1	1952.2
労働基準審議会の委員					労働省労働基準局監督課調
中央	21	20	1	4.8	1952.2
地方	690	667	23	3.3	1952.2
〃	(618)	(595)	(23)	(3.7)	(1950.11)
職業安定審議会の委員					労働省職業安定局庶務課調
中央	21	20	1	4.8	1952.2
地方	690	644	46	6.7	1952.2
社会教育委員					文部省社会教育局社会教育課調
都道府県	759	616	143	18.8	1951.10
市町村	71,666	61,769	9,897	13.8	1951.10

註 1 〈 〉内は旧数

2. 地方公共団体の議会の議員及び長は現在数が不明のため当選者数

(7) 各都道府県の婦人団体数と会員数

(1951, 3月)

項目別 / 都道府県名	計		地域婦人団体		婦人文化団体	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
総数	11,830	5,524,752	11,143	5,368,612	687	156,140
北海道	917	64,190	889	63,790	18	400
青森	未	報告				
岩手	333	89,898	324	89,018	9	880
宮城	未	報告				
秋田	255	98,173	250	97,853	5	320
山形	220	150,209	218	150,049	2	160
福島	423	168,056	397	163,030	26	5,026
茨城	360	179,290	357	179,100	3	190
栃木	163	150,112	160	149,861	3	251
群馬	未	報告				
埼玉	272	122,349	265	122,009	7	340
千葉	244	123,485	241	123,359	3	126
東京	881	266,917	858	266,917	23	不明
神奈川	287	264,149	233	214,140	54	50,009
新潟	392	172,756	379	170,605	13	2,151
富山	274	119,700	261	115,900	13	3,800
石川	271	105,142	259	104,192	12	950
福井	203	81,334	193	80,764	10	570
山梨	139	106,524	129	105,724	10	800
長野	386	461,212	376	460,719	10	493
岐阜	378	210,433	369	204,085	9	6,348
静岡	496	20,400	492	20,000	4	400

愛知	未	報告				
三重	409	158,428	398	157,854	11	574
滋賀	226	90,691	216	80,622	10	10,069
京都	379	136,300	358	135,980	21	370
大阪	267	176,652	231	141,501	36	35,151
兵庫	未	報告				
奈良	178	71,070	171	65,770	7	5,300
和歌山	162	47,237	157	47,135	5	102
鳥取	196	60,876	191	60,876	5	
島根	338	144,127	273	143,167	65	960
岡山	506	184,867	466	181,534	40	3,333
広島	未	報告				
山口	255	163,975	246	163,535	9	440
徳島	186	71,386	160	70,188	26	1,198
香川	156	124,090	149	123,532	7	558
愛媛	322	148,065	292	139,413	30	8,652
高知	77	12,200	76	12,150	1	50
福岡	449	416,325	436	412,825	13	3,500
佐賀	145	103,900	134	103,400	11	500
長崎	未	報告				
熊本	559	233,659	408	226,065	151	7,594
大分	未	報告				
宮崎	未	報告				
鹿児島	126	226,575	121	222,000	5	4,575

文部省社会教育局社会教育課調

註. 本数字は各都道府県社会教育課に届出たものについてである。

(8) 婦人団体に対する意識

a

回答項目 ＼ 質問	(加入者に) 地域婦人会はぜひ必要と思うか。大して必要ないと思うか。
	婦人会加入者
計	100 %
ぜひ必要	18
まああった方がよい	34
大して必要はない	37
わからない	11

(註) 婦人会加入者にきく

b

回答項目 ＼ 質問	(未加入者に) 一般的に云って、地域婦人会はなくともよいと思うか
	未加入者
計	100%
あった方がよい	46
場合によってはあった方がよい	10
どちらでもよい	14
ない方がよい	9
分らない	21

(註) 婦人会未加入者にきく

c

回答項目 ＼ 質問	(イ)「あった方がよいのは」どうしてですか (ロ) 婦人会(女子部)はどんなことをするとよいと思うか。	
	(aでぜひ必要又はまあった方がよいと答えたもの)	(bであった方がよい。場合によっては、と答えたもの)
	婦人会加入者 イ	未加入者 ロ
計	100 %	100 %
自分の為にとい立場(お茶、料理 内職)	22	45
親睦 相互共助	6	10
社会に役立たい(社会奉仕)	60	30
その他(単に婦人の向上というのを含む)	6	5
分らない	6	10

(註) イは a表の「ぜひ必要」「まああった方がよい」を 100 とす。
ロは b表の「あった方がよい、場合によっては」を 100 とす。

d

回答項目 ＼ 質問	婦人会に対してどのような態度をとるか。		
	総数	婦人会加入者	婦人会未加入者
計	100 %	100 %	100 %
婦人会に肯定的で積極的態度をとっている	21	12	13
婦人会はあった方がよいが消極的態度をとっている	39	47	46
婦人会はない方がよい	22	10	11
婦人会に無関心なもの	18	31	30

(註) dは調査員判断

a, b, c, dは1951.3 国立世論調査所労働省婦人少年局「婦人の市民意識についての調査」による。

註、東京都内に住む20才以上60才未満の女子700名につき無作為抽出法により面接調査 回収数は593
(回収率85.2%)

(9) 全国．学校種類別の男女生徒数

学校別 / 性別 / 年度別	計		小学校		中学校		高等学校		専門学校及び大学	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1946	7,933,196	7,280,068	1 6,262,697	1 6,059,367	1,293,899	1,159,216	—	—	376,600	61,485
1947	8,502,186	7,793,924	5,336,176	5,201,229	2,239,998	2,087,965	2 527,313	3 438,498	358,699	71,232
1948	9,018,270	8,152,918	5,436,246	5,306,113	2,455,366	2,315,673	4 746,866	4 465,158	379,792	65,974
1949	9,593,664	8,605,366	5,565,044	5,426,883	2,832,646	2,553,905	4 1,046,952	4 577,625	349,022	46,933
1950	9,937,022	8,924,963	5,666,720	5,524,074	2,704,697	2,627,818	1,201,021	732,496	364,584	40,575
1951	10,095,705	9,064,959	5,782,776	5,636,491	2,597,286	2,530,641	1,342,679	847,372	372,964	48,455

文部省調査普及局統計課調

註(1) 1 国民学校生徒数　2 旧生男子中等学校（中学 実業学校）生徒数　3 旧制女子中等学校（高等女学校 実業学校）生徒数 4 旧制中等学校生徒数をふく